

北洋流し網漁業の終焉と今後のさけます漁業

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 水産総合研究センター 公開日: 2024-07-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永沢, 亨 メールアドレス: 所属:
URL	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2009777

This work is licensed under a Creative Commons Attribution 4.0 International License.



北洋流し網漁業の終焉と 今後のさけます漁業

さけます資源部長 永沢 亨



2015年6月25日、ロシア連邦のプーチン大統領がロシア連邦法「漁業と水棲生物の資源の保全」の改正案に署名したことにより、2016年1月よりロシア200海里内におけるさけます流し網漁業が全面的に禁止されます(表紙参照)。これに伴って100年近くの歴史を持つ日本の「北洋流し網漁業」は実質的に消滅し、2016年からは日本EEZ内の「太平洋小型さけます流し網漁業」が唯一のさけます流し網漁業となりそうです。「北洋流し網漁業」の歴史を簡単に振り返るとともに、さけます漁業の今後について少し考えてみたいと思います。

日本は1952年のサンフランシスコ講和条約の締結とともに、母船式・基地式の北洋さけます流し網漁業を開始し、外貨獲得および国内で不足していたタンパク質供給元としての国策使命を受けて急速に発達しました。1954年には缶詰だけで35万函を輸出するなど日本の花形産業となり、1955年には16万トンあまりを漁獲するようになりました。缶詰輸出はその後減少しましたが、国内での消費は高度経済成長とともに大きく伸び、塩蔵・冷凍品として広く利用されました。

一方、北洋漁業の急速な発達にはソ連(当時)および米国の刺激し、1956年にはブルガーニンラインが設定されるなど、米ソ双方から規制圧力を受けるようになりました。1978年には200海里体制や母川国主義の定着等により「北洋流し網漁業」はさらに厳しい条件下におかれ、操業可能水域の縮小に加え、ソ連系さけます類を沖獲する見返りとしての「漁業協力金」の支払いが行われるようになりました。母船式漁業は採算性の悪化等から1988年を最後に撤退しました。さらに、1993年には「北太平洋における溯河性魚類の系群保存のための条約(NPAFC条約)」の発効とともに公海でのさけます漁業は原則禁止となり、北洋でのさけます漁業はロシア200海里内で「入漁料(漁業協力金ではない)」を支払って行われるの

みとなりました。近年の北洋流し網による漁獲量は1万トン未満で推移しており、国民へのタンパク質供給というよりは嗜好性の強い高価格製品の供給元となって来ています。現在、ロシア海域に出漁する漁船の多くはサンマ漁業との兼業です。さけます流し網は入漁料を考慮するとあまり儲かる漁業ではありませんが、サンマ漁期前の乗組員の雇用先として貴重です。道東地域では漁業市場、加工販売業者などが本漁業の水揚げ物に大きく依存していますが、採算性やロシアの法律改正の困難さを考慮すると漁業の継続は極めて厳しい状況です。

また、北海道近海を漁場とする「太平洋小型さけます流し網漁業」を取り巻く情勢も大変厳しくなっています。本漁業が操業する日本国EEZ内の通称「第7水域」も漁獲物にロシア起源の魚が多く含まれることから、この漁業でも母川国主義に基づく「漁業協力金」の支払いが必要です。さらに近年では四季の2極化から好適な水温帯が形成される期間が短く、漁況が低調な年が多くなっています。特に2015年漁期には漁獲の多くを占めるカラフトマスが極端な不漁となり、伝統的な「さけ缶」の製造にも大きな支障をきたしました。このことから2016年漁期は出漁を希望する船が何隻くらい残るのか? 不透明な状況です。

一方沿岸のサケ定置網漁業はふ化放流事業とセットで発展してきましたが、現在の国内マーケットは周年養殖の輸入さけます製品に席卷され、沿岸の秋サケは生フィレーおよびイクラ中心の季節商材となってしまう、国内での消費は大きく減少しています。余剰分は輸出に回されていますが国民へのタンパク質供給原としての漁業の意義は以前より低下しています。今後、沿岸さけます漁業を維持するには「生産物の利用を通じて国民の支持を得るシステム」あるいは「儲かる(産業全体として納める税金が受け取る補助金等を上回る)システム」を目指す必要があると思います。